

## 法人に係る利子割（地方税）廃止についてのお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人（権利能力なき社団・財団を含む）に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成28年1月1日以降にお支払する預金利息（定期積金については給付補填備金）から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

また、「任意団体」のお客さまにつきましては、都道府県民税の法人税割を課せられている場合には、法人の利子割廃止の対象となります。

ご不明の場合は、税理士または最寄りの税務署にご確認いただき、法人の利子割廃止の対象となる場合は、お取引店窓口で所定のお手続きをお願いいたします。

お手続きされない場合は、これまで通り利子割の特別徴収を行います。

### ◆対象となる預金

- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金（租税納付以外の目的で払戻した場合のみ）
- ・定期預金
- ・定期積金

### ◆法人のお客さまの源泉徴収について

平成27年12月31日お支払分まで	平成28年1月1日以降のお支払分
<b>20.315%</b> (国税15.315%+地方税5%)	<b>15.315%</b> (国税15.315%のみ)

※ 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成25年1月1日から平成49年までは復興特別所得税が課されており、国税15.315%を源泉徴収いたします。

※ 普通預金、通知預金、納税準備預金は平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息より地方税を特別徴収いたしません。

※ 定期預金、定期積金は平成28年1月1日以降の満期時および中途解約時にお支払いする預金利息より地方税を特別徴収いたしません。